

保証金料率表(基本貸付制度)

要件			保証金の額
新規貸付けの場合	建物を所有して使用する場合	建物の建築面積の貸付地面積に対する割合が50%以上の場合	1平方メートル当たりの土地価格×貸付地面積×35/100の額
		建物の建築面積の貸付地面積に対する割合が50%未満40%以上の場合	1平方メートル当たりの土地価格×貸付地面積×30/100の額
		建物の建築面積の貸付地面積に対する割合が40%未満30%以上の場合	1平方メートル当たりの土地価格×貸付地面積×25/100の額
		建物の建築面積の貸付地面積に対する割合が30%未満20%以上の場合	1平方メートル当たりの土地価格×貸付地面積×20/100の額
		建物の建築面積の貸付地面積に対する割合が20%未満10%以上の場合	1平方メートル当たりの土地価格×貸付地面積×15/100の額
		建物の建築面積の貸付地面積に対する割合が10%未満5%以上の場合	1平方メートル当たりの土地価格×貸付地面積×10/100の額
		建物の建築面積の貸付地面積に対する割合が5%未満の場合	1平方メートル当たりの土地価格×貸付地面積×5/100の額
	構築物を設置して使用する場合		1平方メートル当たりの土地価格×当該構築物の投影面積(基礎部分その他地下埋設部分を含む。)×25/100の額
	更地使用又は軽易な工作物を設置して使用する場合(但し、特別な貸付に該当する貸付け及び契約期間が1年未満の貸付けに係る場合を除く。)		貸付料の3ヶ月相当額
	環境保全に寄与する廃棄物の再生利用を目的として、建物を所有して使用する場合、構築物を設置して使用する場合又は更地として若しくは軽易な工作物を設置して使用する場合で、かつ名古屋港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例(昭和40年名古屋港管理組合条例9号)第3条ただし書きに該当するもの		1平方メートル当たりの土地価格×貸付地面積×35/100の額
既貸付けの場合	建物を所有して使用する場合	新築若しくは建替え(改築)又は増築、大規模の模様替え(右欄においては「新築等」という。)をする場合	1平方メートル当たりの土地価格×貸付地面積(新築等をした建物に係る建ぺい率で除して得られた面積とする。)×35/100の額
	新たに構築物を設置して使用する場合		1平方メートル当たりの土地価格×当該構築物の投影面積(基礎部分その他地下埋設部分を含む。)×25/100の額

備考

上記の表により算定された保証金の額が、貸付料の3ヶ月分相当額に満たない場合は、3ヶ月分相当額を納入していただきます。

用語の定義

(1)この表において「建物」とは、事務所、倉庫、上屋、住宅、車庫、作業場、詰所等の工作物であって、概ね借地借家法に規定する建物の範囲に含まれるものをいう。

(2)この表において「構築物」とは、建物以外の工作物であって、概ね次の①に掲げるようなものであって、かつ、②、③及び④に掲げる条件のすべてを満たすものをいう。なお、建物に直接付属する設備、庭園、植樹、軽易な管類(水道管等)及び線類(電線等)、塀、門、街路灯、ガードレールその他軽易な工作物は、ここにいう構築物に含まないものとする。

①サイロ・ガス、油、薬品等のタンク・塔(鉄塔、広告塔等)・やぐら・ドッグ・鉄道・陸橋・焼却炉・原油、重油等の危険物の流出防止のために設置する防油堤・爆発物用防壁・貯水池・水槽・暗渠・井戸・プール等。

②直接土地に定着しているものであること。

③土地の性質、形状、用法等を変更するものであること。

④事業又は営業活動に必要とされるものであること。